

清水町職員の給与に関する条例（昭和26年清水町条例第16号）の一部を改正する条例 新旧対照表

改正後	改正前
<p>附 則 1～25 (略) <u>(令和4年6月に支給する期末手当に関する特例措置)</u> 26 <u>令和4年6月に支給する期末手当の額は、第16条第2項及び第3項の規定にかかわらず、同項の規定により算定される額（以下この項において「基準額」という。）から、令和3年12月に支給された期末手当の額に同月1日（同日前1か月以内に退職した者にあつては、当該退職した日）における次の各号に掲げる職員の区分ごとに、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額（以下この項において「調整額」という）を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上になるときは、期末手当は、支給しない。</u> <u>(1) 再任用職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員をいう。次号において同じ。）以外の職員 127.5分の15</u> <u>(2) 再任用職員 72.5分の10</u></p>	<p>附 則 1～25 (略)</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。